

司 法 試 験 関 係 法 令

- 司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）
- 司法試験法施行規則（平成十七年法務省令第八十四号）
- 司法試験受験手数料令（平成十七年十月二十六日政令第三百二十五号）
- 司法試験委員会令（平成十五年政令第五百十三号）
- 司法試験委員会議事細則（平成十六年一月二十日司法試験委員会決定）
- 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律
（平成十四年法律第百三十九号）

○ 司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）

目次

- 第一章 司法試験等（第一条―第十一条）
第二章 司法試験委員会（第十二条―第十六条）
第三章 補則（第十七条）
附則

第一章 司法試験等

（司法試験の目的等）

第一条 司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とする。

2 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十六条の試験は、この法律により行う。

3 司法試験は、法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。第四条において同じ。）の課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものとする。

（司法試験の方法等）

第二条 司法試験は、短答式（択一式を含む。以下同じ。）及び論文式による筆記の方法により行う。

2 司法試験の合格者の判定は、短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た者につき、短答式による筆記試験及び論文式による筆記試験の成績を総合して行うものとする。

（司法試験の試験科目等）

第三条 短答式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

一 憲法

二 民法

三 刑法

2 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

一 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）

二 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

三 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

3 前二項に掲げる試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

4 司法試験においては、その受験者が裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を備えているかどうかを適確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏することなく、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力等の判定に意を用いなければならない。

（司法試験の受験資格等）

第四条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において受けることができる。

一 法科大学院の課程を修了した者 その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

二 司法試験予備試験に合格した者 その合格の発表の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

2 前項の規定にかかわらず、司法試験は、第一号に掲げる者が、第二号に掲げる期間において受けることができる。

一 法科大学院の課程に在学する者であつて、法務省令で定めるところにより、当該法科大学院を設置する大学の学長が、次のイ及びロに掲げる要件を満たすことについて認定をしたもの

イ 当該法科大学院において所定科目単位（裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを司法試験により判定するために必要なものとして法務省令で定める科目の単位をいう。）を修得していること。

ロ 司法試験が行われる日の属する年の四月一日から一年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあること。

二 この項の規定により前号の法科大学院の課程に在学している間に最初に司法試験を受けた日の属する年の四月一日から当該法科大学院の課程を修了若しくは退学するまでの期間又は同日から五年を経過するまでの期間のいずれか短い期間前項の規定により司法試験を受けた者が同項第一号の法科大学院の課程を修了した場合における第一項第一号の規定の適用については、同号中「その修了の日後の最初の」とあるのは、「次項の規定により最初に司法試験を受けた日の属する年の」とする。

4 第一項又は第二項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格（第一項各号に規定する法科大学院の課程の修了若しくは司法試験予備試験の合格又は第二項第一号に規定する法科大学院の課程の在学及び当該法科大学院を設置する大学の学長の認定をいう。以下この項において同じ。）に対応する受験期間（第一項各号に定める期間又は第二項第二号に掲げる期間をいう。）においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできない。

（司法試験予備試験）

第五条 司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）は、司法試験を受けようとする者が前条第一項第一号に掲げる者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

2 短答式による筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

一 憲法

二 行政法

三 民法

四 商法

五 民事訴訟法

六 刑法

七 刑事訴訟法

八 一般教養科目

3 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行う。

一 前項第一号から第七号までに掲げる科目

二 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

三 法律実務基礎科目（法律に関する実務の基礎的素養（実務の経験により修得されるものを含む。）についての科目をいう。次項において同じ。）

4 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用い、法律実務基礎科目について行う。

5 前三項に規定する試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

（司法試験委員会の意見の聴取）

第六条 法務大臣は、第三条第二項第四号若しくは第三項又は前条第三項第二号若しくは第五項の法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聴かなければ

らない。

(司法試験等の実施)

第七条 司法試験及び予備試験は、それぞれ、司法試験委員会が毎年一回以上行うものとし、その期日及び場所は、あらかじめ官報をもつて公告する。

(合格者の決定方法)

第八条 司法試験の合格者は司法試験審査委員の合議による判定に基づき、予備試験の合格者は司法試験予備試験審査委員の合議による判定に基づき、それぞれ司法試験委員会が決定する。

(合格証書)

第九条 司法試験又は予備試験に合格した者には、それぞれ当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

(合格の取消し等)

第十条 司法試験委員会は、不正の手段によつて司法試験若しくは予備試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくはこの法律に基づく法務省令に違反した者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は情状により五年以内の期間を定めて司法試験若しくは予備試験を受けることができないものとすることができる。

(受験手数料)

第十一条 司法試験又は予備試験を受けようとする者は、それぞれ実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、当該試験を受けなかった場合においても返還しない。

第二章 司法試験委員会

(司法試験委員会の設置及び所掌事務)

第十二条 法務省に、司法試験委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 司法試験及び予備試験を行うこと。

二 法務大臣の諮問に応じ、司法試験及び予備試験の実施に関する重要事項について調査審議すること。

三 司法試験及び予備試験の実施に関する重要事項に関し、法務大臣に意見を述べること。

四 その他法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

(委員)

第十三条 委員会は、委員七人をもつて組織する。

2 委員は、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第十四条 委員長は、委員の互選に基づき、法務大臣が任命する。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(司法試験審査委員等)

第十五条 委員会に、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験審査委員を置き、予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験予備試験審査委員（以下この条及び次条において「予備試験審査委員」という。）を置く。

2 司法試験審査委員及び予備試験審査委員は、委員会の推薦に基づき、当該試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから、法務大臣が試験ごとに任命する。

3 司法試験審査委員及び予備試験審査委員は、非常勤とする。（政令への委任）

第十六条 第十二条から前条までに定めるもののほか、委員会の委員、司法試験審査委員及び予備試験審査委員に関する事項その他委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 補則

(法務省令への委任)

第十七条 この法律に定めるもののほか、司法試験及び予備試験の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 旧高等試験令（昭和四年勅令第十五号）による高等試験司法科試験に合格した者は、この法律による司法試験に合格した者とみなす。

附 則（昭和二十七年法律第二百六十八号）略

附 則（昭和二十八年法律第八十五号）略

附 則（昭和三十三年法律第八十号）略

附 則（昭和五十三年法律第二十七号）略

附 則（昭和五十六年法律第四十五号）略

附 則（昭和五十八年法律第七十八号）略

附 則（昭和五十九年法律第二十三号）略

附 則（平成三年法律第二十三号）略

附 則（平成三年法律第三十四号）略

附 則（平成十年法律第四十八号）略

附 則（平成十一年法律第二百二号）略

附 則（平成十一年法律第六十号）略

附 則（平成十四年法律第三十八号）略

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに附則第七条第一項及び第二項、第八条から第十条まで並びに第十九条から第二十八条までの規定 平成十七年十二月一日

二 第三条及び附則第十一条の規定 平成十八年四月一日

(司法試験管理委員会規則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に効力を有する司法試験管理委員会規則であつて第一条の規定による改正前の司法試験法第四条第一項第四号及び第六条第四項の規定に基づくものは、この法律の施行後は、第一条の規定による改正後の司法試験法の相当規定に基づく法務省令としての効力を有するものとする。

(司法試験管理委員会の行為等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に、第一条の規定による改正前の司法試験法の規定に基づいて司法試験管理委員会がした処分その他の行為は、この法律の施行後は、同条の規定による改正後の司法試験法の相当規定に基づいて司法試験委員会がした処分その他の行為とみなす。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行前に、法令の規定により司法試験管理委員会又はその委員長がした処分その他の行為は、この法律の施行後は、当該法令の相当規定により法務大臣がした処分その他の行為とみなす。

3 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の司法試験法の規定に基づいて司法試験管理委員会に対してされている出願その他の行為は、この法律の施行後は、同条の規定による改正後の司法試験法の相当規定に基づいて司法試験委員会に対してされた出願その他の行為とみなす。

4 前項に定めるもののほか、この法律の施行の際現に法令の規

定により司法試験管理委員会又はその委員長に対してされている請求その他の行為は、この法律の施行後は、当該法令の相当規定により法務大臣に対してされた請求その他の行為とみなす。

5 この法律の施行の際現に司法試験考査委員である者は、この法律の施行の日に、第一条の規定による改正後の司法試験法第十五条の規定により、司法試験考査委員として任命されたものとみなす。

（不正受験者に対する措置に関する経過措置）

第四条 司法試験委員会は、この法律の施行前に行われた司法試験を不正の手段によつて受けた者又は第一条の規定による改正前の司法試験法若しくは同法に基づく司法試験管理委員会規則に違反した者に対しては、司法試験管理委員会がした合格の決定を取り消すことができる。

（沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の規定の読替え）

第五条 この法律の施行後に行われる沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法（昭和四十五年法律第三十三号）第四条第三項の規定による合格の決定の取消しについては、同項中「司法試験管理委員会」とあるのは、「司法試験委員会」とする。

（新司法試験の実施のために必要な行為に関する経過措置）

第六条 法務大臣は、第二条の規定による改正後の司法試験法（以下「新法」という。）第三条第二項第四号又は第三項の法務省令を制定しようとするときは、第二条の規定の施行の日前においても、司法試験委員会の意見を聴くことができる。

2 法務大臣は、第二条の規定の施行の日においても、新法第十五条の規定の例により、新法の規定による司法試験（以下「新司法試験」という。）に係る司法試験考査委員を任命することができる。

3 新司法試験の実施に必要な公告その他の準備行為は、第二条の規定の施行の日においても、行うことができる。

（旧司法試験の実施）

第七条 司法試験委員会は、平成十八年から平成二十三年までの間においては、新司法試験を行うほか、従前の司法試験（平成二十三年においては、平成二十二年の第二次試験の筆記試験に合格した者に対する口述試験に限る。）を行うものとする。この場合において、第二条の規定による改正前の司法試験法（以下「旧法」という。）第二条から第六条の二まで及び附則第二項の規定（これらの規定に基づく法務省令の規定を含む。）は、第二条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

2 前項の規定により行われる司法試験（以下「旧司法試験」という。）については、新法第一条第一項及び第二項、第七条から第十一条まで並びに第二章及び第三章の規定を適用する。この場合において、新法第一条第一項中「司法試験」とあるのは「司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十八号）附則第七条第一項の規定により行われる司法試験（以下「旧司法試験」という。）」と、新法第七条中「司法試験及び予備試験は、それぞれ」とあるのは「旧司法試験は」と、新法第八条中「司法試験の」とあるのは「旧司法試験の」と、「予備試験の合格者は司法試験予備試験考査委員の合議による判定に基づき、それぞれ司法試験委員会」とあるのは「司法試験委員会」と、新法第九条及び第十一条第一項中「司法試験又は予備試験」とあるのは「旧司法試験の各試験」と、新法第十条中「司法試験若しくは」とあるのは「旧司法試験、司法試験若しくは」と、新法第十二条第二項第一号から第三号まで及び第十七条中「司法試験及び予備試験」とあるのは「旧司法試験」と、新法第十五条第一項中「司法試験に」とあるのは「旧司法試験に」と、「置き、予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験予備試験考査委員（以下この条及び次条において「予備試験考査委員」という。）を置く」とあるのは「置く」とする。

3 前条の規定は、旧司法試験について準用する。この場合において、同条第一項中「第二条の規定による改正後の司法試験法（以下「新法」という。）第三条第二項第四号又は第三項」とあるのは「次条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる第二条の規定による改正前の司法試験法第四条第一項第四号又は第六条第四項」と、同条第二項中「新法第十五条」とあるのは「次条第二項の規定により読み替えて適用される第二条の規定による改正後の司法試験法第十五条」と読み替えるものとする。

（新司法試験及び旧司法試験の受験）

第八条 平成十八年から平成二十三年までの各年においては、法務省令で定める手続に従い、あらかじめ選択して出願するところにより、新司法試験又は旧司法試験のいずれか一方のみを受けることができる。

2 新法第四条第一項第一号の受験資格（同号に規定する法科大学院課程の修了をいう。以下この条において同じ。）に基づいて新司法試験を受けようとする者が、その受験前に旧法の規定による司法試験の第二次試験又は旧司法試験の第二次試験の受験（当該新司法試験の受験に係る受験資格を得る前の受験につい

ては、当該受験資格を得た日前二年間のものに限る。以下この条において「旧司法試験等の受験」という。）をしているときは、その旧司法試験等の受験（次項の規定により他の受験資格に基づく新司法試験の受験とみなされたものを除く。）を、当該受験資格に基づいて既にした新司法試験の受験とみなして、新法第四条第一項の規定を適用する。

3 前項に規定するもののほか、新法第四条第一項第一号の受験資格に基づいて新司法試験を受けた者については、当該新司法試験の受験前の旧司法試験等の受験及び当該新司法試験の受験後の旧司法試験の第二次試験の受験を、当該受験資格に基づく新司法試験の受験とみなして、同条の規定を適用する。

（予備試験の実施時期）

第九条 新法第五条に規定する予備試験は、新法第七条の規定にかかわらず、平成二十三年から行うものとする。

（旧法の規定による司法試験又は旧司法試験に合格した者に関する経過措置）

第十条 旧法の規定による司法試験の第二次試験又は旧司法試験の第二次試験に合格した者は、新司法試験に合格した者とみなす。

（司法修習生の修習期間等に関する経過措置）

第十一条 第三条の規定の施行前に採用され、その施行後も引き続き修習をする司法修習生の修習期間については、なお従前の例による。

2 新法附則第二項又は前条の規定により新司法試験に合格した者とみなされた者であつて、第三条の規定の施行後に採用された司法修習生については、最高裁判所の定めるところにより、同条の規定による改正後の裁判所法第六十七条第一項の修習において裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力を十全に修得させるため、必要な修習期間の伸長その他の措置を講ずることができる。

（国家行政組織法の一部改正）

第十二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一法務省の項中「司法試験管理委員会」を削る。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十三条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十の項中「司法試験管理委員会」を「法務省」に改める。

(司法試験法の一部を改正する法律の一部改正)

第十四条 司法試験法の一部を改正する法律(平成三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項の前の見出し、同項及び第三項を削り、第一項の見出し及び項番号を削る。

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第十五条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の二中、「司法試験管理委員会規則」を削る。

(法務省設置法の一部改正)

第十六条 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 司法試験管理委員会(第二十七条)」を「第二節 削除」に改める。

第五条中「檢察官適格審査会」を「司法試験委員会 檢察官適格審査会」に改

め、同条の次に次の一条を加える。

(司法試験委員会)

第五条の二 司法試験委員会については、司法試験法(昭和二十四年法律第四百十号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第二十六条中「司法試験管理委員会」を削る。

第四章第二節を次のように改める。

第二節 削除

第二十七条 削除

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第十七条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条中、「司法試験管理委員会規則」及び「司法試験管理委員会」を削る。

(人権擁護法の一部改正)

第十八条 人権擁護法(平成十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第六十八条第二項、第七十二条第三項、第七十三条第三項、第七十八条第三項及び第七十九条第三項中「司法試験管理委員会規則」を削る。

(公認会計士法の一部改正)

第十九条 公認会計士法(昭和二十三年法律第三号)の一部を

次のように改正する。

第七条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「司法試験第一次試験」を削り、同項第四号中「外」を「ほか」に改め、同項に次の一号を加える。

五 司法試験予備試験に合格した者

第九条第二項第四号中「司法試験第二次試験」を「司法試験」に改め、「受験した科目」の下に「司法試験においては、商法及び民法」を加える。

(公認会計士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 旧法の規定による司法試験の第一次試験若しくは第二次試験又は旧司法試験の第一次試験若しくは第二次試験に合格した者に係る公認会計士試験の第一次試験の免除又は第二次試験の一部免除については、なお従前の例による。

(税理士法の一部改正)

第二十一条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「司法試験第二次試験」を「司法試験」に改める。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 旧法の規定による司法試験の第二次試験又は旧司法試験の第二次試験に合格した者に係る税理士試験の受験資格については、なお従前の例による。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第二十三条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五百二十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号中

「司法試験第一次試験」を削り、同条に次の一号を加える。

五 司法試験予備試験に合格した者

第八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「司法試験第二次試験」を「司法試験」に改め、「科目」の下に「(司法試験においては、民法)」を加える。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 旧法の規定による司法試験の第一次試験若しくは第二次試験又は旧司法試験の第一次試験若しくは第二次試験に合格した者に係る不動産鑑定士試験の第一次試験の免除又は第二次試験の一部免除については、なお従前の例による。

(住民基本台帳法の一部改正)

第二十五条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。
別表第一の三十の項中「同法第五条第一項の第二次試験」を「司法試験」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 前条の規定の施行の日から平成二十三年十二月三十一日までの間においては、同条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の三十の項中「司法試験の実施」とあるのは、「司法試験の実施又は司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十八号) 附則第七条第一項の規定により行われる司法試験の第二次試験の実施」とする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第二十七条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「司法試験第一次試験」を「司法試験予備試験」に改める。

別表第二第一号の免除資格者の欄中1を削り、2を1とし、3を2とし、同欄4中「から3まで」を「及び2」に改め、同欄4を同欄3とする。

(社会保険労務士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 旧法の規定による司法試験の第一次試験又は旧司法試験の第一次試験に合格した者に係る社会保険労務士試験の受験資格については、なお従前の例による。

2 旧法の規定による司法試験の第二次試験に合格した者で労働法を選択したものに係る社会保険労務士試験の試験科目の一部免除については、なお従前の例による。

附 則 (平成十九年法律第九十六号) 略

附 則 (平成二十六年法律第五十二号) 略

附 則 (令和元年法律第四十四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第六条第四項の改正規定及び次条から附則第四条までの規定 公布の日

二 第四条中司法試験法第五条及び第六条の改正規定 平成三十三年十二月一日

三 第二条、第四条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第五条並びに附則第五条から第八条までの規定 平成三十四年十月一日

(法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の法科大学院の教育と司法試

験等との連携等に関する法律（以下この項において「新連携法」という。）第六条第一項の認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日前においても、同条及び新連携法第七条の規定の例により行うことができる。

2 法務大臣は、前条第三号に掲げる規定の施行の日前において、第四条の規定による改正後の司法試験法（次条において「新司法試験法」という。）第四条第二項第一号の法務省令を制定しようとするときは、その旨を文部科学大臣に通知するものとする。この場合において、文部科学大臣は、法務大臣に対し、必要な意見を述べることができる。

（司法試験法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 法務大臣は、新司法試験法第五条第三項第二号の法務省令を制定しようとするときは、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、司法試験委員会の意見を聴くことができる。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検察庁法の一部改正）

第五条 検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項第一号を次のように改める。

一 司法修習生となる資格を得た者

（公認会計士法の一部改正）

第六条 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号を次のように改める。

四 司法修習生となる資格（高等試験司法科試験の合格を除く。）を得た者

（税理士法の一部改正）

第七条 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号を次のように改める。

三 司法修習生となる資格を得た者

（不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正）

第八条 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第四号中「司法試験」及び「司法試験において、民法」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 司法修習生となる資格（高等試験司法科試験の合格を除く。）を得た者 民法

○ 司法試験法施行規則（平成十七年法務省令第八十四号）

司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）第三条第二項第四号及び第三項並びに第十七条の規定に基づき、司法試験法施行規則を次のように定める。

（法務省令で定める試験科目）

第一条 司法試験法（以下「法」という。）第三条第二項第四号に規定する法務省令で定める科目は、次に掲げる科目（第三条第三号において「選択科目」という。）とする。

- 一 倒産法
- 二 租税法
- 三 経済法
- 四 知的財産法
- 五 労働法
- 六 環境法
- 七 国際関係法（公法系）
- 八 国際関係法（私法系）

2 法第五条第三項第二号に規定する法務省令で定める科目は、前項各号に掲げる科目とする。

（試験科目の範囲）

第二条 法第三条第三項の規定に基づき法務省令により定める範囲は、論文式による筆記試験の民事系科目について、商法（明治三十二年法律第四十八号）第三編海商に関する部分を除いた部分とする。

2 法第五条第五項の規定に基づき法務省令により定める範囲は、短答式による筆記試験の商法及び論文式による筆記試験の商法について、商法第三編海商に関する部分を除いた部分とする。

（法務省令で定める科目の単位）

第三条 法第四条第二項第一号イに規定する法務省令で定める科目の単位（第四条第二項第二号において「所定科目単位」という。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める単位数とする。

一 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。以下この条において同じ。）の基礎科目（法科大学院の教育と司法試験等

との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号。以下この条において「連携法」という。）第四条第一号に規定する専門的学識を涵養するための教育を行う科目をいう。）三十単位以上

二 法律基本科目の応用科目（連携法第四条第二号に規定する応用能力を涵養するための教育を行う科目をいう。）十八単位以上

三 選択科目 四単位以上

（法科大学院を設置する大学の学長の認定）

第四条 法第四条第二項第一号の規定による認定は、司法試験委員会が定める期日（第五条第二項において「学長認定期日」という。）までに、司法試験委員会が定める様式により行うものとする。

2 前項の認定は、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当すると認められる者について行うものとする。

- 一 法科大学院の課程に在学していること。
- 二 司法試験が行われる日の属する年の三月三十一日までに前号の法科大学院において所定科目単位を修得していること。
- 三 前号の司法試験が行われる日の属する年の四月一日から一年以内に第一号の法科大学院における修了の要件を満たさないことが明らかでないこと。

3 法科大学院を設置する大学の学長は、第一項の認定を受けた者が当該認定をした日後前項第二号の司法試験が終了する日までの間に前項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、遅滞なく、その認定を取り消すものとする。

（出願手続）

第五条 司法試験を受けようとする者は、司法試験委員会が定めるところにより、受験願書にその者の写真を添付し、司法試験委員会が定める出願期間内に、司法試験委員会に提出しなければならない。この場合において、司法試験委員会が定める者にあつては、司法試験委員会が定める期日までに、受験資格を有することを証する書面を司法試験委員会に提出しなければならない。

2 法第四条第二項の規定により司法試験を受けようとする者が前項の規定により受験願書を提出したときは、学長認定期日までに、法第四条第二項第一号の規定による認定を受けなければならない。

3 前項の者は、法第四条第二項第一号の規定による認定を受けた後、第四条第三項の規定により当該認定が取り消されたときは、遅滞なく、その旨を司法試験委員会に報告しなければならない。

十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「司法試験法施行規則(平成十七年法務省令第八十四号)第三条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

附 則 (平成二十三年一月二二日法務省令第三十九号)抄
第一条 この省令は、平成二十四年一月七日から施行する。ただし、第二条及び附則第四条の規定は、平成二十四年二月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年九月十二日法務省令第二十六号)略

附 則 (平成二十七年十月二日法務省令第四十七号)略

附 則 (令和三年三月三十一日法務省令第十九号)

この省令は、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第四十四号。以下「改正法」という。)附則第一条第三号に規定する日から施行する。ただし、第一表に係る改正規定は、改正法附則第一条第二号に規定する日から施行する。

○ 司法試験受験手数料令(平成十七年十月二十六日政令第三百二十五号)

内閣は、司法試験法(昭和二十四年法律第四百十号)第十一条第一項(司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十八号)附則第七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、司法試験受験手数料令(昭和五十九年政令第三百二十四号)の全部を改正するこの政令を制定する。

(司法試験の受験手数料の額)

第一条 司法試験法第十一条第一項の司法試験の受験手数料の額は、二万八千円とする。

(司法試験予備試験の受験手数料の額)

第二条 司法試験法第十一条第一項の予備試験の受験手数料の額は、一万七千五百円とする。

附 則

この政令は、平成十七年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年八月一三日政令第一八六号)

この政令は、平成二十二年九月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年一月二二日政令第四〇二号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年二月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行前に電子出願(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う出願をいう。)をした者が納付すべき司法試験及び司法試験予備試験の受験手数料については、なお従前の例による。

○ 司法試験委員会令(平成十五年政令第五百十三号)

内閣は、司法試験法(昭和二十四年法律第四百十号)第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

(委員会の会議及び議事)

第一条 司法試験委員会(以下「委員会」という。)の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査委員会議)

第二条 司法試験法第八条の規定による司法試験の合格者の判定に係る合議は、司法試験審査委員(以下「審査委員」という。)の会議(以下「審査委員会議」という。)を開いて行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定の基本方針その他これらの統一的な取扱いのために必要な事項は、審査委員会議を開いて定めることができる。

3 審査委員会議は、委員長が招集する。

(審査委員会議の議長)

第三条 審査委員会議に、議長を置き、審査委員の互選により選任する。

2 議長は、審査委員会議の議事を主宰する。

3 議長に故障があるときは、あらかじめその指名する審査委員が、その職務を代理する。

(審査委員会議の議事)

第四条 審査委員会議は、審査委員の三分の一以上が出席しなけ

れば、これを開き、議決することができない。

2 審査委員会議の議事は、出席した審査委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(予備試験審査委員会議)

第五条 司法試験法第八条の規定による司法試験予備試験の合格者の判定に係る合議は、司法試験予備試験審査委員の会議(以下「予備試験審査委員会議」という。)を開いて行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、司法試験予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定の基本方針その他これらの統一的な取扱いのために必要な事項は、予備試験審査委員会議を開いて定めることができる。

3 第二条第三項及び前二条の規定は、予備試験審査委員会議について準用する。

(幹事)

第六条 委員会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、法務大臣が任命する。

3 幹事は、委員会の所掌事務のうち司法試験法第十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、法務省大臣官房人事課において処理する。

(雑則)

第八条 この政令に定めるもののほか、委員会、審査委員会議及び予備試験審査委員会議の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この政令は、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十八号)の施行の日(平成十六年一月一日)から施行する。

附 則 (平成二十二年八月一三日政令第一八五号)

この政令は、平成二十二年九月一日から施行する。

○ 司法試験委員会議事細則(平成十六年一月二十日司法試験委員会決定)

司法試験委員会令(平成十五年政令第五百十三号)第八条の規

定に基づき、司法試験委員会議事細則を次のように定める。

(趣旨)

第一条 司法試験委員会の会議（以下「会議」という。）及び司法試験審査委員（以下「審査委員」という。）の会議（以下「審査委員会」という。）並びに司法試験予備試験審査委員の会議（以下「予備試験審査委員会」という。）の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、司法試験委員会令に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(会議の招集)

第二条 委員長は、会議を招集するときは、あらかじめその日時、場所及び付議事項を委員に通知しなければならない。

(議長)

第三条 委員長は、会議の議長となり、会議の議事を主宰する。

(委員以外の者の出席)

第四条 委員長が必要があると認めるとき又は会議において議決したときは、幹事及びその他の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第五条 会議は、公開しない。

2 会議を開催したときは、議事要旨を作成し公開するものとする。ただし、司法試験法第十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項について審議したときは、議事録を作成し公開するものとする。

3 議事録又は議事要旨を公開することにより、試験の実施等に支障を及ぼすおそれがある場合又は当事者若しくは第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は、議事録又は議事要旨の全部又は一部を公開しないことができる。

(書面等による議決)

第六条 委員長は、やむを得ない事由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付するなど適宜な方法により、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

2 委員長は、前項の規定により議決したときは、次の会議においてこれを報告しなければならない。

(審査委員会会議の招集)

第七条 委員長は、審査委員会会議を招集するときは、あらかじめその日時、場所及び付議事項を審査委員に通知しなければならない。

(委員の審査委員会会議への出席)

第八条 委員は、審査委員会会議に出席して意見を述べることがで

きる。

(審査委員会会議の公開)

第九条 審査委員会会議は、公開しない。

2 審査委員会会議を開催したときは、議事要旨を作成し公開するものとする。ただし、議事要旨を公開することにより試験の実施等に支障を及ぼすおそれがある場合又は当事者若しくは第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は、議事要旨の全部又は一部を公開しないことができる。

(予備試験審査委員会会議)

第十条 第七条から第九条までの規定は、予備試験審査委員会会議について準用する。

(その他)

第十一条 この細則に定めるもののほか、会議、審査委員会及び予備試験審査委員会会議の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

○ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）

(目的)

第一条 この法律は、法曹の養成に関し、その基本理念並びに次条第一号に規定する法科大学院における教育の充実、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の確保に関する事項その他の基本となる事項を定めることにより、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資することを目的とする。

(法曹養成の基本理念)

第二条 法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにかんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成に係する機関の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。）において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもつて、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその应用能力（弁論の能力を含む。次条第三項において同じ。）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。

二 司法試験において、前号の法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその应用能力を有するかどうかの判定を行うこと。

三 司法修習生の修習において、第一号の法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力を修得させること。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「法曹養成の基本理念」という。）にのっとり、法科大学院における教育の充実（第六条第二項第一号に規定する連携法曹基礎課程における教育の充実を含む。以下同じ。）並びに法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図る責務を有する。

2 国は、法曹の養成が国の機関、大学その他の法曹の養成に係する機関の密接な連携の下に行われることを確保するため、これらの機関の相互の協力の強化に必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、法科大学院において将来の法曹としての実務に必要な学識及びその应用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための教育が行われることを確保するため、法科大学院における法曹である教員の確保及び教員の教育上の能力の向上のために必要な施策を講ずるとともに、関係する審議会等における調査審議に法曹である委員を参画させるものとする。

4 国は、法科大学院における教育に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、大学における教育の特性に配慮しなければならない。

5 政府は、法曹養成の基本理念にのっとり、法曹の養成のための施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（大学の責務）

第四条 大学は、法曹養成の基本理念にのっとり、法科大学院において、次に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施するとともに、法科大学院における教育の充実に自主的かつ積極的に努めるものとする。

一 法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識（専門的な法律知識その他の学識をいう。以下この条において同じ。）

二 法曹となろうとする者に共通して必要とされる前号に掲げる専門的学識の応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。以下この条において同じ。）

三 前二号に掲げるもののほか、法曹となろうとする者に必要とされる専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力

四 次に掲げるものその他前三号に掲げる専門的学識及びその応用能力の基盤の上に涵養すべき将来の法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養

イ 法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力
ロ 法律に関する実務の基礎的素養

第五条 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する多様な入学者の確保に資するため、次に掲げる事項を公表するものとする。

一 当該法科大学院の教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力

二 当該法科大学院における成績評価の基準及び実施状況
三 当該法科大学院における修了の認定の基準及び実施状況
四 当該法科大学院における司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第四条第二項第一号の規定による認定の基準及び実施状況

五 当該法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況
六 その他文部科学省令で定める事項

（法曹養成連携協定の締結等）
第六条 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置くこととする大学と、当該課程における教育の実施及び当該法科大学院における教育との円滑な接続に関する協定（以下「法曹養成連携協定」という。）を締結し、当該法曹養成連携協定が適当である旨の文部科学大臣の認定を受けることができる。

2 法曹養成連携協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

とする。

一 法曹養成連携協定の目的となる法科大学院（以下「連携法科大学院」という。）及び当該連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための大学の課程（以下この条において「連携法曹基礎課程」という。）

二 連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置に関する事項

三 連携法曹基礎課程における成績評価の基準
四 連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項

五 連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法
六 法曹養成連携協定の有効期間

七 法曹養成連携協定に違反した場合の措置
八 その他必要な事項

3 文部科学大臣は、第一項の認定に係る申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認定をするものとする。

一 連携法科大学院を設置する大学が、当該連携法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況（以下単に「教育研究活動の状況」という。）について、学校教育法第百九条第六項に規定する適合認定を受けていること。

二 連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜に関し、文部科学省令で定めるところにより、連携法曹基礎課程における科目の単位の修得の状況を踏まえ、入学者の適性の適確な評価に配慮した公平な入学者選抜を行うこととされていること。

三 法曹養成連携協定に違反した場合の措置その他の法曹養成連携協定の内容が、連携法曹基礎課程の学生の不利益とならないよう配慮されたものであること。

四 前二号に掲げるもののほか、連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続に資するものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

4 文部科学大臣は、第一項の認定をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該認定に係る法曹養成連携協定の内容を公表するものとする。

（法曹養成連携協定の変更）

第七条 連携法科大学院を設置する大学は、前条第一項の認定を受けた法曹養成連携協定において定めた事項を変更しようとするときは、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

（認定の取消し）
第八条 文部科学大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第六条第一項の認定を取り消すことができる。

一 第六条第一項の認定を受けた法曹養成連携協定（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次号及び第十二条第二項において「認定法曹養成連携協定」という。）の内容が、第六条第三項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

二 正当な理由がないのに認定法曹養成連携協定において定められた事項が適切に実施されていないと認めるとき。

2 文部科学大臣は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

（法曹養成連携協定を締結しようとする大学に対する協力）
第九条 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置き法曹養成連携協定を締結しようとする大学に対し、当該課程の教育課程の編成に関し参考となる情報の提供その他の協力を行うよう努めるものとする。

（職業経験を有する者等への配慮）
第十条 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院の入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に資するよう、入学者選抜の実施方法、実施時期その他の入学者選抜の実施に関する事項について、次に掲げる者に対する適切な配慮を行うものとする。

一 就業者その他の職業経験を有する者であつて法科大学院に入学しようとする者

二 法学を履修する課程以外の大学の課程を修了して法科大学院に入学しようとする者

三 学校教育法第八十九条の規定により大学を卒業して法科大学院に入学しようとする者及び同法第百二条第二項の規定により法科大学院に入学しようとする者

（法科大学院に係る設置基準）
第十一条 文部科学大臣は、法科大学院に係る学校教育法第三条に規定する設置基準（次条第一項及び第十三条第二項第一号に

において単に「設置基準」という。）を定めるときは、法科大学院における教育が法曹養成の基本理念及び第四条に規定する大学の責務を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。

（法科大学院の認証評価等）

第十二条 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第百十条第三項に規定する細目を定めるときは、その者の定める法科大学院に係る同法第百九条第四項に規定する大学評価基準の内容が法曹養成の基本理念及び第四条に規定する大学の責務（これらを踏まえて定められる法科大学院に係る設置基準を含む。）を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。

2 学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価機関（次項において単に「認証評価機関」という。）が行う認定法曹養成連携協定の目的となつている連携法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認証評価（次項において単に「認証評価」という。）については、当該認定法曹養成連携協定において当該連携法科大学院が行うこととされている事項の実施状況を含めて行うものとする。

3 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況について認証評価を行った認証評価機関から学校教育法第百十条第四項の規定によりその結果の報告を受けたときは、遅滞なく、これを法務大臣に通知するものとする。

（法務大臣と文部科学大臣との関係）

第十三条 法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院における教育の充実及び法科大学院における教育と司法試験との有機的連携の確保を図るため、相互に協力しなければならない。

2 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を法務大臣に通知するものとする。この場合において、法務大臣は、文部科学大臣に対し、必要な意見を述べることができる。

一 法科大学院に係る設置基準を定め、又はこれを改廃しようとするとき。

二 法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第百十条第三項に規定する細目を定め、又はこれを改廃しようとするとき。

三 学校教育法第百九条第二項の規定により法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者を認証し、又は同法第百十一条第二項の規定によりその認証を取り消そうとするとき。

3 法務大臣は、司法試験法第四条第二項第一号の法務省令を制

定し、又はこれを改廃しようとするときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に通知するものとする。この場合において、文部科学大臣は、法務大臣に対し、必要な意見を述べることができる。

4 法務大臣は、特に必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、法科大学院について、学校教育法第十五条第四項の規定による報告又は資料の提出の要求、同条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

5 法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を確保するため、必要があると認めるときは、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求め、又は大学その他の法曹の養成に関係する機関の意見を聴くことができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三条第三項から第五項まで及び第六条第二項第一号の規定 公布の日

二 第五条第二項、第四項及び第五項並びに第六条第二項第三号の規定 平成十六年四月一日

（検討）

第二条 政府は、法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の実施状況等を勘案し、国民の信頼に足る法曹の養成に関する制度について、学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ、裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十四号）の施行後一年以内に検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（平成一九年六月二七日法律第九六号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

（平成二四年八月三日法律第五四号）

抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

（令和元年五月二四日法律第一一号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

附 則

（令和元年六月二六日法律第四四号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第六条第四項の改正規定及び次条から附則第四条までの規定 公布の日

二 略

三 第二条、第四条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第五条並びに附則第五条から第八条までの規定 平成三十四年十月一日

（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下この項において「新連携法」という。）第六条第一項の認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日前においても、同条及び新連携法第七条の規定の例により行うことができる。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。